

LPガス販売事業者用保安教育指針<KHKS0724>の定期見直しについて（案）

平成19年7月
高圧ガス保安協会
液化石油ガス部

1. 主旨等

液化石油ガス法第18条第1項において、液化石油ガス販売事業者は、その従業者に保安教育を施すことが規定され、同条第2項において、高圧ガス保安協会は、液化石油ガス販売事業者がその従業員に保安教育を施すに当たっての基準となるべき事項を作成し、公表しなければならないとされている。

LPガス販売事業者用保安教育指針（KHKS0724）（以下「保安教育指針」という。）は、高圧ガス保安協会が液化石油ガス法第18条第2項に基づき、公表している保安教育のための指針である。

保安教育指針は、前回は平成15年度に見直し作業を行い、平成16年4月に改訂しているが、この間の法令・自主基準の改正及びLPガス業界の最新動向並びに社会情勢の変化等を踏まえて今年度見直し作業を行い、平成20年4月に改訂することとする。

2. 検討方針

指針は、近年の法令・自主基準の改正及びLPガス業界の最新動向並びに社会情勢等の変化等を踏まえて見直すこととし、併せて指針の内容の理解を深め、かつ、活用できる内容とする。

なお、指針の編集に当たっては、業界で既に活用されている各種マニュアル等の成果物を引用し、その他のもので保安教育用教材として必要なものは見直して保安教育指針に掲載する。

3. スケジュール

分科会を3回程度開催し、保安教育指針改正案を検討し、その後液化石油ガス規格委員会において審議する。

第1回 7月27日（金）

第2回 9月上旬

第3回 10月上旬